# 新旧対照表

東京都乳がん検診の精度管理のための技術的指針(令和6年3月)

# 第1から第5まで(現行のとおり)

#### 第6 検診方法等

- 1 (現行のとおり)
- 2 マンモグラフィ撮影
- (1) から(4) まで(現行のとおり)
- (5)(1)から(4)<u>までの</u>詳細については、「マンモグラフィによる乳がん検診の手引き-精度管理マニュアル-第<u>8</u>版」(<u>大内憲</u>明、鈴木昭彦 2022 年発行)等を参考とする。
- (6) (現行のとおり)
- 3及び4 (現行のとおり)

### 第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握

- 1 (現行のとおり)
- 2 乳がん検診精密検査結果の把握

区市町村又は検診実施機関は、「乳がん検診精密検査依頼書兼結 果報告書(様式6号)」等により精密検査実施医療機関に精密検査 を依頼するとともに、その結果を把握する。

なお、精密検査結果の区市町村又は検診実施機関への提供については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の例外事項として認められている(「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成 29

# 第1から第5まで(略)

#### 第6 検診方法等

- 1 (略)
- 2 マンモグラフィ撮影
- (1) から(4) まで(略)
- (5)(1)から(4)の詳細については、「マンモグラフィによる乳がん検診の手引き-精度管理マニュアル-第<u>7</u>版」(日本医事新報社・令和2年2月27日)等を参考とする。

ΙH

- (6)(略)
- 3及び4 (略)

### 第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握

- 1 (略)
- 2 乳がん検診精密検査結果の把握

区市町村又は検診実施機関は、「乳がん検診精密検査依頼書兼結 果報告書(様式6号)」等により精密検査実施医療機関に精密検査 を依頼するとともに、その結果を把握する。

なお、精密検査結果の区市町村又は検診実施機関への提供については、個人情報保護法の例外事項として認められている(「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成 29 年 4 月 14 日付個情第 534 号・医政発 0414

# 新旧対照表

東京都乳がん検診の精度管理のための技術的指針(令和6年3月)

新

旧

年4月14日付個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添(令和5年3月改正))による。)。

第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長連名通知)による。)。

### 第10 事業評価

乳がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「乳がん検診チェックリスト(区市町村用)(様式8号)」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。

また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果 や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努め る。

なお、乳がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「<u>がん</u>検診事業の<u>あり方</u>について」(がん検診の<u>あり方</u>に関する検討<u>会</u>(令和5年6月))に示されている。報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。

### 第10 事業評価

乳がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「乳がん検診チェックリスト(区市町村用)(様式8号)」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。

また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果 や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努め る。

なお、乳がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「<u>今後</u>の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(がん検診事業の評価に関する<u>委員会</u>報告書(<u>平成20年3月</u>))に示されている<u>が、</u>報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。

# 第11から第12まで(現行のとおり)

# 第11から第12まで(略)

# 新旧対照表

東京都乳がん検診の精度管理のための技術的指針(令和6年3月)

新	IH
<b>(別紙1)</b> (現行のとおり)	(別紙1)(略)
(別紙2)日本医学放射線学会の定める仕様基準	(別紙2)日本医学放射線学会の定める仕様基準
1から8まで(現行のとおり)	1から8まで(略)
9 AEC の精度	9 AEC の精度
(1) 再現性:mAs 変動係数 0.05 以下	(1) <u>基準濃度:1.5</u> 管理幅: ±0.15 以内
(2) スクリーン/フィルム・システムのみに適用	_(ファントム厚 20、40、60mm 及びこれらの厚さに対して
基準濃度:施設が定めた管理基準値 管理幅:±0.15 以内	100mAs 以下のエックス線照射が行える管電圧の選択範囲
(ファントム厚 20、40、60mm 及びこれらの厚さに対して	<u>とする。)</u>
100mAs 以下のエックス線照射が行える管電圧の選択範囲	(2) 再現性:変動係数 0.05 以下
とする。)	
(別紙3)から(様式第9号)まで(現行のとおり)	(別紙3)から(様式第9号)まで(略)